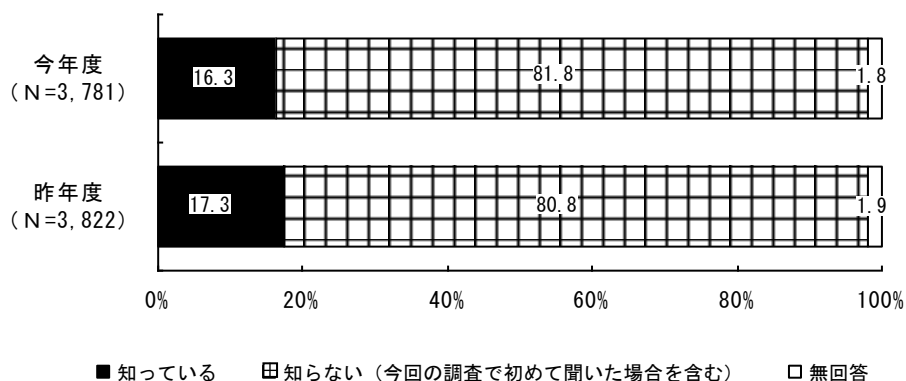


7. ふるさと産業の振興

7-1. 「山口県ふるさと産業振興条例」の認知状況

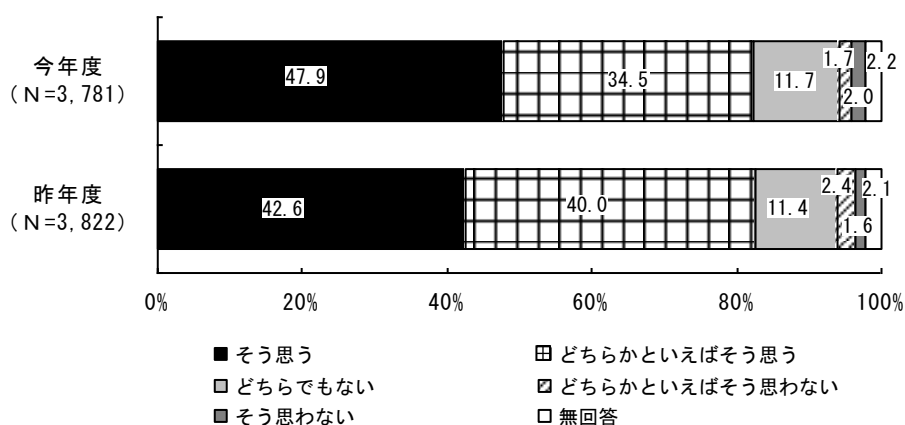
Q7-1 あなたは、「山口県ふるさと産業振興条例」についてご存じですか。(〇は1つ)



「山口県ふるさと産業振興条例」の認知状況について、「知っている」は16.3%、「知らない (今回の調査で初めて聞いた場合を含む)」は81.8%となっている。昨年度と比較すると、「知っている」は1.0ポイント低下している。

7-2. 「ふるさと産業」によって提供される県産品を積極的に消費・利用すべきか

Q7-2 あなたは、「ふるさと産業」によって製造・加工・提供される県産品・サービスを積極的に消費・利用すべきだと思いますか。(〇は1つ)

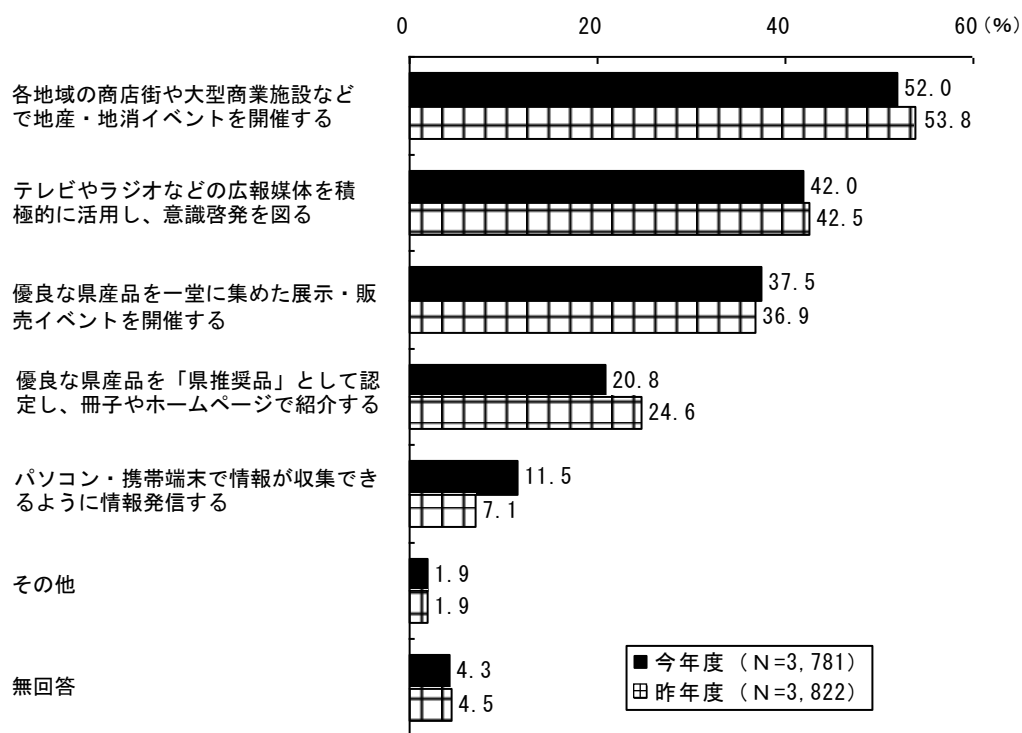


思う (計)	思わない (計)
82.4	3.7
82.6	4.0

「ふるさと産業」によって提供される県産品を積極的に消費・利用すべきかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う (計)』は82.4%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『思わない (計)』は3.7%となっている。昨年度と比較すると、大きな差はみられない。

7-3. 消費・利用を促進するために必要な取組

Q7-3 「ふるさと産業」によって製造・加工・提供される県産品・サービスの消費・利用を促進するために、どのような取組が必要だと思いますか。(〇は2つまで)



消費・利用を促進するために必要な取組について、「各地域の商店街や大型商業施設などで地産・地消イベントを開催する」が52.0%と最も高く、次いで「テレビやラジオなどの広報媒体を積極的に活用し、意識啓発を図る」(42.0%)、「優良な県産品を一堂に集めた展示・販売イベントを開催する」(37.5%)、「優良な県産品を「県推奨品」として認定し、冊子やホームページで紹介する」(20.8%)などの順となっている。昨年度と比較すると、「パソコン・携帯端末で情報が収集できるように情報発信する」は4.4ポイント上昇し、「優良な県産品を「県推奨品」として認定し、冊子やホームページで紹介する」は3.8ポイント低下している。